一般財団法人 沖縄県建設技術センター

長期計画(2015-2024)

目 次

第1章 長期計画策定の趣旨

第2章 建設行政を取り巻く現状と課題

- 1. 沖縄県における公共事業費の推移
- 2. 社会資本の整備
- 3. 改正品確法へ対応した発注関係事務の適正な実施

第3章 長期計画の基本的な考え方

- 1. 計画期間
- 2. 基本方針
 - (1) 良質な社会資本の整備に資する事業の実施
 - (2) 市町村への支援

第4章 行動計画

- 1. 組織体制の整備
 - (1)組織と職員数
 - (2)組織体制の確保
- 2. 経営基盤の強化
 - (1)経常収支の推移
 - (2)経営基盤強化の具体策
- 3. 推進事業
 - (1) 技術研修事業
 - (2)建設材料試験事業
 - (3) 建設リサイクル資材試験・認定事業
 - (4)調查研究事業
 - (5) 公共土木施設台帳管理事業
 - (6) 開発情報事業
 - (7)公共施設管理事業
 - (8)総合的技術支援事業
 - (9)建築確認・検査事業
 - (10) 構造計算適合性判定事業
 - (11) 住宅性能評価事業
- 4. 新庁舎の建設

第1章 長期計画策定の趣旨

沖縄県建設技術センター(以下、センターという。)は、沖縄県と県内全ての市町村の出捐により昭和 58 年(1983 年)に設立され、これまで本県の建設行政を支援し、補完する公益法人として諸事業を展開してきた。

このような中、平成 12 年から始まった公益法人制度改革により、平成 20 年 12 月以降は、特例民法法人として業務を継続していたが、平成 26 年 4 月に「良質な社会資本の整備と秩序ある地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与する」ことを目的とした一般財団法人沖縄県建設技術センターとして、再スタートしている。

長期計画は、センターの進むべき方向と目標を具体化したものであり、これまで平成10年度と平成20年度においてそれぞれ10年間を見通し2回策定されている。

現行の長期計画の計画期間は平成 20 年度~平成 29 年度の 10 年間であるが、今回、一般財団法人として再スタートするにあたり新たに策定する。

本計画は、センターがこれまでに取り組んできた事業や組織のあり方等についてあらためて検証し、今後の 10 年を見据えて、時代の要請や地域社会のニーズに適切に応えるためにセンターの役割を果たすための基本的な考え方と行動計画を新たな長期計画として示したものである。

第2章 建設行政を取り巻く現状と課題

1. 沖縄県における公共事業費の推移

本県における社会資本整備を担当している土木建築部の予算は、ピーク時である平成6年度の1,723億円から平成23年度は944億円まで減少し、この17年間で約55%まで落ち込んでいる。平成24年度以降は、沖縄振興一括交付金の創設により公共投資が大きく増加したことや、モノレールの延伸・南部東道路整備等のプロジェクトにより、回復基調にある。

2. 社会資本の整備

沖縄県においては、本土復帰以降3次にわたる沖縄振興開発計画および沖縄振興計画に基づき各種の施策を総合的に実施してきた。その結果、社会資本の整備が進展し、産業面では観光産業の伸張や情報通信関連産業の集積等の成果が顕れている。

しかしながら、都市地区を中心とする慢性的な交通渋滞の緩和対策や産業振興の基盤となる地域高規格道路、空港、港湾など将来にわたって県民がその利便を享受する社会資本の整備は不十分である。

また、台風や異常気象に伴う高潮や集中豪雨による浸水、地すべり、崖崩れ、あるいは津波などに対する防災・減災対策は十分とはいえない面があり、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災は国土の安全対策の重要性を改めて、痛感させるものであった。

さらに、これまで整備された膨大な社会資本ストックの維持管理は、人口減少、高齢化が急速に進む中、計画的に効率よく対応することが求められている。

新たな沖縄振興計画である「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」においても、「自然環境の保全・再生・適正利用」、「持続可能な循環型社会の構築」、「低炭素島しょ社会の実現」、「価値創造のまちづくり」など新たな県民ニーズ等への積極的な対応を求められている。

また、「社会リスクセーフティネットの確立(安全安心に暮らせる地域づくり)、(災害に強い県土づくりと防災体制の強化)」等の施策により、大規模な自然災害等のリスクから県民の生命や財産を守り、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進しており、沖縄 21 世紀ビジョンの実現に向けた取組が求められている。センターとしてもこれらの計画実現に資するため、県や市町村の建設行政の補完・支援に積極的に取り組んで行くことが求められている。

3. 改正品確法へ対応した発注関係事務の適正な実施

建設関連の公共投資が減少していく中、過当競争によるダンピング受注などに起因する公共工事の品質低下の問題が起こり、本県においても早期の対応が求められていたところ、この問題に対処するため国において「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が制定され、平成17年4月から施行した。

センターにおいても品確法の趣旨に則り総合的技術支援業務等により県や市 町村を支援しているところである。

平成 17 年に成立した品確法は「価格と品質に優れた調達」を主目的としていたが、平成 26 年度に成立した改正品確法では、基本理念として「将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保」が追加され、発注者の責務として「基本理念に配慮して発注関係事務を実施」が明確化された。

さらに、改正品確法に基づく発注者責任が問われる中、技術職員不足は慢性化しており、適切な発注関係事務の実施が懸念されている。特に市町村などの発注者においては規模の小さい自治体ほど、発注関係事務を適切に実施するための体制の確保が出来ていない状況にあり、国・県及びセンター等の支援が求められている。

第3章 長期計画の基本的な考え方

1. 計画の期間

長期計画は、平成 27 年度(2015 年度)から平成 36 年度(2024 年度)までの 10年間とし、5 年経過後に施策の進捗状況について検証し必要に応じて見直す。

2. 基本方針

(1) 良質な社会資本の整備に資する事業の実施

センターの設立目的のひとつである、県内の自治体職員と民間建設技術者の技術力向上に向けた研修事業を充実強化するとともに試験・研究事業を強化し、公的試験研究機関としての品質管理システムを確立するとともに、これまで蓄積された本県の建設材料の品質特性に関する膨大なデータと試験ノウハウを活かした独自の技術研究や産・学・官との共同研究を推進する。

また、品確法に基づく県や市町村の発注関係事務について、技術支援事業の強化により重点的に支援する。

さらに、近年の我が国における公共施設の老朽化やこれに伴う施設利用者の安全・安心を確保するため公共施設の長寿命化計画の策定や現況の調査等に関する業務を支援するとともに、安全・安心な住環境の実現や良質な住宅の供給促進を支援するため、建築物の確認、検査、判定、評価等の業務を推進するなど、広く県民の福祉の増進に寄与することを目的として各事業を実施していく。なお、センターは、公益性の高い事業を実施していることから、公益法人認定については、今後も検討していく。

(2) 市町村への支援

改正品確法の主旨に基づき、市町村土木建築行政の支援として、土木専門研修の充実を図り市町村職員の技術力向上に寄与するとともに、公共土木施設台帳管理事業に関連する公共土木施設点検診断業務(照査業務)への積極的な取組により市町村公共施設の長寿命化を支援する。

また、市町村への総合的技術支援事業の対応や総合評価方式による工事の発注業務を支援する。

第4章 行動計画

1. 組織体制の整備

(1)組織と職員数

センターの平成26年10月現在の組織と職員数は以下のとおりである。

- 1)組織-4部8班
- 2) 職員数 70名(県派遣 17名、プロパー 9名、臨任 28名、嘱託 3名、 賃金 13名)
 - ○理 事 長(県派遣)
 - ○事務局長(県派遣)
 - ○総務 部6名(県派遣2名、プロパー2名、臨任1名、賃金1名)
 - ○技 術 部 29 名(県派遣 5 名、プロパー 5 名、臨任 15 名、嘱託 2 名、 賃金 2 名)
 - ○試験研究部 20 名(県派遣 5 名、プロパー1名、臨任 5 名、賃金 9 名)
 - ○建 築 部 13 名(県派遣 3 名、プロパー1 名、臨任 8 名、賃金 1 名)
 - なお、過去5年間の正職員数の推移は、(表-1)のとおりである。

【表-1】正職員数の推移

	H 22 年度	H 23 年度	H 24 年	H 25 年	H 26 年度
県派遣職員	29 名	26 名	24 名	20 名	17 名
プロパー職員	2名	2 名	2 名	6 名	9 名
正職員計	31 名	28 名	26 名	26 名	26 名

(2)組織体制の確保

センターは、第7次沖縄県行財政改革プラン(平成26年3月)において、公社等外郭団体の見直し方針が示され、県の人的関与の適正化として、県派遣職員数を平成29年度までに10名まで削減することとなっている。

そのため、今後も見込まれる事業量に対応した組織を維持し、今後の推進事業を実行するため、以下のとおり組織体制を確保する。

- 1)技術力の向上と蓄積を図るため、各部の必要なセクションに有資格者を プロパー職員として採用する。
- 2) 自治体の団塊世代の技術者の大量退職に伴う技術力の低下を補完する観点から経験と実績を有する自治体退職技術職員の技術力の活用を図る。
- 3) 行革プランに示されている県派遣職員の削減に伴い、プロパー職員を (表-2) のとおり採用する。

【表-2】プロパー職員採用計画

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度
県派遣職員削減数	3 名	2 名	2 名
プロパー職員採用数	3 名	2 名	2 名

2. 経営基盤の強化

(1)経常収支の推移

センターの過去 5 年間の経常収支の推移 (表 - 3) を見ると収入は、平成 21 年度の 709,105 千円から平成 25 年度は 483,634 千円と約 68%に落ち込んでいる。その主な要因はプロジェクト事業の終了及び公共事業費の大幅な削減に伴い、総合的技術支援業務の落ち込みが大きいことにある。

しかし、収益においては、平成 21 年度から平成 25 年度までは、毎年黒字を維持しており、各年度の収益は、将来に向けた特定資産(庁舎建設積立金、施設整備資金等)の積立金へ充当している。

【表-3】過去5年間の経常収支の推移

(千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収 入	709,105	704,650	624,074	478,304	483,634
費用	671,163	634,696	582,001	455,424	449,709
収 益	37,942	69,954	42,073	22,880	33,925

(2)経営基盤強化の具体策

センターでは、収入面においては、総合的技術支援業務等各受託業務の収入を安定的に確保するとともに建設リサイクル資材の品質管理業務や建築確認・検査業務、構造計算適合性判定業務などの建築関係業務に重点的に取り組み、手数料収入の確保を図る。

費用面においては、予算の効率的な執行に努め、計画的に費用の削減を図る。 また、資金管理においては、月次試算表及び資金管理表を作成し、収入・費 用の時期を明確にすることにより当座資金の管理等を行う。

具体的には、以下の収益事業に重点的に取り組み経営基盤の強化を図る。

- 1) 建設材料試験事業
 - ①建設材料試験受託収入
- 2) 建設リサイクル資材試験・認定事業
 - ①沖縄県リサイクル資材評価認定制度運営業務受託収入
 - ②沖縄県リサイクル資材試験業務手数料収入
- 3)調查研究事業
 - ①伊良部大橋コンクリート耐久性検討業務
 - ②沖縄県道路構造物耐久性調査業務
- 4) 技術支援事業
 - ①総合的技術支援業務受託収入
 - ②公共土木施設台帳管理業務受託収入
 - ③開発情報業務手数料収入
 - ④公共施設管理事業受託収入
- 5)建築·住宅関係事業
 - ①建築確認・検査業務手数料
 - ②構造計算適合性判定業務手数料収入
 - ③住宅性能評価業務手数料収入
 - ④ 適合証明業務手数料収入
 - ⑤性能保証業務受託収入

3. 推進事業

(1) 技術研修事業

センターでは、自治体技術職員、民間企業技術者を対象とした技術研修事業を、 平成 21 年度から平成 25 年度の 5 ヶ年間で 48 回実施しており、参加者は、2,825 人であった。

研修事業は担当部が主体となって開催しているが、専任体制ではないことから、現行中長期計画の目標達成(年間研修回数 10 回以上、延べ研修人員 1,000 人以上) やさらなる研修の充実(専門性のある研修等)が求められている。

また、土木技術者が少なく、土木建築業務経験が無い職員を抱える市町村等から要請の多い「災害実務研修」や「土木建築行政の基本に関する研修」等の更なる充実を図る。

さらに、建築確認業務を実施している県や市の職員の技術力向上を支援するため、「構造計算書審査講習会」を実施するなど、構造計算適合性判定機関としてのノウハウを活用した研修等の更なる充実を図る。

(2) 建設材料試験事業

センターでは、社会資本整備に係る建設工事用資材の品質確保を図る目的でコンクリート試験、化学試験及び土質試験等の品質管理試験を実施し公共事業等の円滑な推進を担ってきた。公共事業の全般に渡って公平性・中立性・信頼性を確保しつつ、安定的に試験を実施し、現場に反映できる機関として年間約2万5千件の試験を実施している。

平成 25 年 7 月には、国際標準化機構が定めた試験所に関する基準(ISO17025)

に適合した試験機関として、JNLA 認定試験所(コンクリート・セメント等無機系材料強度試験 JISA1108)に登録され、国際的に通用する信頼性の高い試験を実施している。

JNLA 認定試験所として登録されたことにより試験業務の品質管理システムが充実・強化されているが、さらなる試験体制の強化をどのように行っていくかが課題となっている。また、近年、従来の圧縮強度試験等の物理的な試験からコンクリートの中性化や塩分量等の化学的な試験が増えており、新たな試験ニーズへの柔軟な対応が求められている。

試験体制の強化については、今後も JNLA 登録機関としての技能やマネジメント水準を維持・向上していくことが重要である。そのため、試験に携わる全職員に対して教育訓練計画に基づいた研修等を実施し、スキルアップを図る。また、新たなニーズに対応するため、外部機関(大学、(独)土木研究所)との共同研究等を行う機会を活用し、人材育成を図ることとする。

これらの条件を整え、試験業務に携わる専任の職員を確保し、その他の試験項目についても JNLA 登録を目指すものとする。

JNLA: : 国際標準化機構が定めた試験場に関する基準(ISO17025)の要求事項に適合しているか審査し、試験事業者を登録する制度.

教育訓練計画:試験業務における理解、最新技術の情報提供、試験員の技量を確保するための 教育訓練計画である。毎年作成し実施する。

(3) 建設リサイクル資材試験・認定事業

沖縄県では、県内で排出された建設廃棄物等を原材料として製造されたリサイクル資材について安全性や品質及び性能を評価・認定し、これを公共工事で使用することで天然資源の消費を抑制及び最終処分場の減量化を図る等、持続可能な『資源循環型社会』の実現を目的として、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度(以下、『ゆいくる』)」を制定している。

センターは、公平性・中立性・信頼性を十分確保した試験機関として『ゆいくる』における受付等機関に指定され、リサイクル資材の募集、書類審査、工場審査、確認試験、沖縄県リサイクル評価委員会の運営、認定後の品質管理試験を実施し、循環型社会構築の実現に貢献してきた。(平成 25 年 12 月末で 539 資材が認定)

『ゆいくる』の認定資材数は、平成21年度までは、着実に増えていたが、最近では、やや横ばいの傾向にある。また、需要が少ないこと等による認定資材の廃止もあり、今後のゆいくる材活用推進の取り組みをどのように行っていくのかが課題となっている。

課題への対応として、センターが受付等機関として実施してきたゆいくる材審 査過程で得た製造業者の意見や品質管理試験等で得た工事請負業者の意見等を活 かし、県と連携して、対象品目の拡大、活用推進広報活動、発注機関への研修の 実施、申請手続きや更新手続きの効率化によるゆいくる材製造業者の負担低減等 に取り組むものとする。

(4)調査研究事業

センターは、良質な社会資本整備と地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理を行うことを設立の目的の一つとしている。そのため、建設事業に関する新技術・新工法等の調査研究を行い、各種研修等に反映させるほか、新たな技術情報や建設現場の現状等を一般及び県内各発注機関に発信している。

調査研究事業の課題として、近年、これまで整備されてきた社会資本の維持管理やその更新が社会問題となっていることがある。従来のスクラップ・アンド・ビルドのフロー消費型の社会から、"良いものを造り、メンテナンスを施しつつ、長く大切に使う"ストック型社会への転換が叫ばれており、老朽化し機能低下してくる社会資本ストックの適正な維持、補修、リニューアル等を行い、県民に良質な建設物のストックを提供することが求められている。

センターが自主事業として実施している「フライアッシュコンクリートに関する調査研究」や県受託業務の「伊良部大橋コンクリート耐久性検討業務」及び「沖縄県道路構造物耐久性調査業務」、さらに(独)土木研究所、沖縄県、センターの3者により実施している「沖縄県離島架橋 100 年耐久性検証プロジェクト」等は、全ての社会資本の整備、維持管理に共通する研究テーマであり、今後もセンターの重要な研究テーマとして取り組んでいく。

受託事業、自主研究事業及び共同研究事業を推進し、各研究の相乗効果により、より汎用性・応用性が高い研究成果を生みだし、公共事業の品質確保やストック型社会及び循環型社会の実現に貢献していくこととする。

(5) 公共土木施設台帳管理事業

公共土木施設台帳管理事業は、県や市町村が整備・管理する道路や橋梁、河川、下水道、港湾等の公共施設を民間コンピューター関連企業等と技術協力し開発したシステムを活用し、一元的に管理することで公共施設管理者による維持管理業務を支援する事業である。

しかしながら、これまでのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており、各システムの互換性が無く、各公共施設の連続性等の確認が出来なかった。 このため、センターにおいてこれらの公共施設システムを統合し、より効率的効果的な機能を有する統合型管理システムとして活用していくことを推進する。

特に今後、事業の拡大が想定される公共施設の老朽化対策として本格的に推進されるアセットマネジメントへの対応としても、統合型管理システムにより操作性、効率性、利便性の向上が図られる。これにより、公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援を促進することが可能となるため、今後、本統合型管理システムの積極的な活用を推進する。

(6) 開発情報事業

開発情報事業は、国土交通省が推進している「CALS/ECアクションプログラム」

に基づき、県土木・建築事業の成果品を「電子納品要領」に準拠して審査し、電子成果物の一定水準の品質確保を図る事業である。

しかしながら、県事業における電子納品普及率が、工事・業務とも未だ 7 割程度にとどまっているため、本業務の周知を図るとともに、市町村等への普及促進も進めていく必要がある。

本事業は、今後訪れる社会資本のメンテナンス時代に効率的に対応するために 欠くことの出来ない事業であることから、本事業の普及率向上を推進するととも に、より効率的な活用を実現するため GIS システムを利用した管理システムとの 連携を図る。

(7)公共施設管理事業

現在、センターでは、県民の安全と安心な水資源の有効利用を目的として、倉敷ダムの施設管理補助業務を実施している。

しかしながら、県・市町村の土木・建築行政を積極的に補完するというセンターの設立主旨に基づき、今後は倉敷ダム以外の公共施設の管理業務についても検討する必要がある。

このため、倉敷ダム以外の公共施設の管理にも対応できる体制造りと管理技術・資格の修得に取り組む。

(8)総合的技術支援事業

総合的技術支援事業は、沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会(現:沖縄ブロック発注者会議)でセンターが 土木・建築行政を補完する「発注者支援機関」として認定され、「設計審査・積算支援業務」、「監督及び検査支援業務」、「技術審査支援業務」を実施している。

前長期計画期間においては、県の大型プロジェクトである伊良部大橋整備事業 や新石垣空港整備事業、中城湾港プロジェクト事業等を支援し、市町村事業では 与那原町の道路整備事業、本部町の高潮対策事業を支援してきた。

このような中、これまで本事業を担ってきた県派遣職員の削減スケジュールを 見据え、今後、計画されているモノレール延伸事業や地域高規格道路として整備 される南部東道路等のプロジェクト事業等への支援を円滑に対応するため、プロ パーの技術力向上を図る。

また、市町村の大規模事業やプロジェクト事業への支援や、老朽化が顕在化している多くの公共施設の維持補修等への支援や災害発生時等における緊急支援にも柔軟に対応できるような体制を確保する。

(9)建築確認・検査事業

建築確認・検査事業は、建築物の計画段階において建築基準法や関係規程への適合性を審査・確認するとともに、工事中や工事完了時の検査を実施し、適合証を交

付する事業である。

建築確認・検査は、従来、地方公共団体の建築主事のみが実施していたが、建築行政の執行体制を補完する事を目的に平成11年に改正建築基準法が施行され、国や都道府県の指定を受けた民間機関が実施できる制度となった。

センターでは、平成13年9月に沖縄県知事から確認検査機関の指定を受け、 県内全域における500㎡以下の一戸建て住宅を業務範囲とした事業を開始してお り、平成25年度末までに約19,000件の確認・検査を実施している。

県内の建築行政の補完機関として一定の役割を果たしてきているが、事業実施 に必要な確認検査員の大半を県派遣職員が担ってきており、今後の県派遣職員の 削減に伴い、有資格職員の確保・育成が課題となっている。

当該事業の適切な執行体制を維持していくため、今後は有資格者の自治体退職者の活用を推進するとともに、センター職員の資格取得に対する意欲向上を図るための支援策や推進策を積極的に講じるなど、確認検査員の安定的な確保に重点的に取り組んでいく。

また、県知事指定の確認検査機関として、引き続き業務の効率化・円滑化に努めるとともに、業務範囲の拡充を図り、県民に対する安心・安全な住環境の実現を支援する。

(10) 構造計算適合性判定事業

構造計算適合性判定事業は、高度な構造計算が必要な建築物の確認申請に際し、 建築主事又は指定確認検査機関の求めにより、構造計算に係る基準に適合するか どうかを判定する事業である。

構造計算適合性判定は、平成17年に発覚した構造計算偽装事件を受け、平成19年に施行された改正建築基準法に基づき新たに導入された制度で、都道府県知事又は都道府県知事が指定する機関が業務を実施する。

センターでは、平成 19 年 6 月に沖縄県知事から構造計算適合性判定機関の指定を受けて事業を開始しており、平成 25 年度末までに約 1,000 件の判定を実施している。

当該事業の実施により、県民への安心・安全な建築物の供給に寄与してきたところであるが、事業実施に必要な構造計算適合性判定員は委託契約による外部判定員が担ってきており、今後の判定員の確保が不安定な状況となっている。

当該事業の安定的な執行体制を維持していくため、今後はセンター職員の資格 取得に対する意欲向上を図るための支援策や推進策を積極的に講じるなど、判定 員の安定的な確保に重点的に取り組んでいく。

また、県知事指定の構造計算適合性判定機関として、より一層の業務の効率化や円滑化に取り組むとともに、引き続き県民に対する安心・安全な建築物の供給を支援する。

(11) 住宅性能評価事業

住宅性能評価事業は、住宅建築に係る国の各種施策を実施する事業で、平成 12 年に住宅性能評価業務を初めとして事業を開始しており、その後、住宅性能保証 業務、住宅瑕疵担保責任保険業務、沖縄公庫融資住宅審査業務、適合証明業務、 長期優良住宅技術的審査業務を開始するなど、県民に対する良質な住宅の供給を 支援するため事業の拡充に取り組んできたところである。

住宅性能評価業務は、平成12年に施行された住宅品確法に基づき、構造耐力、 火災時の安全性、遮音性や省エネルギー性などの性能を評価し、評価書を交付す る業務であり、平成12年10月に国土交通大臣から住宅性能評価機関の指定を受 け、業務を開始している。

住宅瑕疵担保責任保険業務は、平成 21 年に施行された住宅瑕疵担保履行法に基づき、住宅供給事業者に加入が義務づけられた 10 年間の瑕疵担保保険に係る現場検査や保険期間中の損害調査を行う業務である。

当該業務は、任意加入制度の住宅性能保証業務を引き継いだもので、センターは、平成 13 年 4 月に住宅保証機構と委託契約を締結し、業務を開始している。

そのほか、沖縄公庫融資住宅審査業務は、公庫融資住宅に係る審査、適合証明業務は、(独)住宅金融支援機構の長期固定金利住宅ローンフラット 35 に係る検査、長期優良住宅技術的審査業務は、長期優良住宅認定に係る技術審査を行い、それぞれ適合証を交付する業務である。

これまで、県民への良質な住宅の供給及び県民サービスの向上に資するため、 当該事業に取り組んできているが、事業実施に必要な性能評価員や検査員等の大 半を県派遣職員が担ってきており、今後の県派遣職員の削減に伴い、有資格職員 の確保・育成が課題となっている。

当該事業の適切な執行体制を維持していくため、今後は有資格者の自治体退職者の活用を推進するとともに、センター職員の資格取得に対する意欲向上を図るための支援策や推進策を積極的に講じるなど、性能評価員や検査員等の安定的な確保に重点的に取り組んでいく。

また、住宅に特化したワンストップサービスを提供できる機関として、引き続き円滑な業務実施とサービス向上に努めるとともに、新たな住宅施策に対応した業務の拡充にも積極的に取り組み、県民に対する良質な住宅の供給を支援する。

4. 新庁舎の建設

センターでは、庁舎が那覇市寄宮・宜野湾市普天間と分立しているため、業務の連携に支障をきたしていることや両庁舎とも老朽化が激しい事から新庁舎の 建設が求められている。

そのため、建設位置や建設規模等について検討し、建設費用の積み立ても実施してきたが、計画に見合う具体的な建設位置等が確定していない状況である。

そのため、本計画期間中に、庁舎の移転先、移転規模、建設費用等について 具体的な検討を進め、移転統合を行う。